

トピックス

1

令和7年度 市税・料金などの納期限

ID 958086679

問合せ 債権管理室 (TEL23-7679)

納 期 限 (口座振替日)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当課
	4/30 (水)	6/2 (月)	6/30 (月)	7/31 (木)	9/1日 (月)	9/30 (火)	10/31 (金)	12/1 (月)	12/25 (木)	2/2 (月)	3/2 (月)	3/31 (火)	
市 県 民 税 (普通徴収分)			全期 1期		2期		3期			4期			税務課 (TEL23-7615)
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		全期 1期		2期					3期		4期		
軽 自 動 車 税 (種 別 割)		全期											
国民健康保険税 (普通徴収分)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	保険医療課 (TEL23-7625)
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 (普通徴収分)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
上下水道料金		4月期 (3.4月分)		6月期 (5.6月分)		8月期 (7.8月分)		10月期 (9.10月分)		12月期 (11.12月分)		2月期 (1.2月分)	経営課 (TEL23-7645)
農 業 集 落 排 水 使 用 料		4月期 (3.4月分)		6月期 (5.6月分)		8月期 (7.8月分)		10月期 (9.10月分)		12月期 (11.12月分)		2月期 (1.2月分)	
下水道事業受益者負担金 公共下水道事業分担金 農業集落排水事業分担金		全期 1期			2期			3期			4期		
市 営 住 宅 使 用 料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	都市計画課 (TEL23-7640)
し 尿 く み 取 手 数 料		4月期 (3.4月分)		6月期 (5.6月分)		8月期 (7.8月分)		10月期 (9.10月分)		12月期 (11.12月分)		2月期 (1.2月分)	生活環境課 (TEL23-7629)
保育所保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	こども未来課 (TEL23-7622)
児 童 ク ラ ブ 保 護 者 負 担 金	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	

口座振替をご希望の方は、債権管理室(TEL23-7679)または鳳来・作手各総合支所、金融機関へお問い合わせください。
口座振替のできる金融機関は、三菱UFJ銀行、あいち銀行、豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、愛知東農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局です。

市税を納期限までに納付
できない場合は早めの相談を

ID 194162467

次の①～⑤に該当する事実があり、市税(※)を一時に納付することができないと認められる場合は、申請をすることで徴収の猶予ができます。

① 納税者などが震災、風水害、火災その他の災害、または盗難にあつたとき

② 納税者またはこれらの者と生計を一にする親族が病気または負傷したとき

③ 納税者などがその事業を廃止、または休止したとき

④ 納税者などが、その事業につき著しい損失を受けたとき

⑤ その他、右記①～④に類する事実があつたとき

※市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税です。

2

子どもに関する手当制度

ID 395855092

問合せ こども未来課 (TEL23-7622)

	対象	要件など	支給額など
児童手当	日本国内に住んでいる高校生年代まで(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の子(留学中の児童を含む)を監護・養育している方	次の場合は、その要件に当てはまる方に支給 ◆施設などに児童が入所している場合は、施設の設置者 ◆両親が別居している場合は、児童と同居している親(単身赴任などを除く) ◆父母が海外に居住している場合は、児童を養育する父母指定者	◆3歳未満児 月額1万5千円 (第3子以降は月額3万円) ◆3歳から高校生年代まで 月額1万円 (第3子以降は月額3万円) ※1
児童扶養手当	ひとり親家庭などで18歳以下(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母 ※2	◆父母が婚姻を解消した児童 ◆父または母が死亡した児童 ◆父または母が重度の障がいにある児童 ◆父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ◆父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ◆父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ◆婚姻によらないで生まれた児童 ※上記要件を満たしていても、次のような場合、手当は支給されません。 ◆児童が児童入所施設等に入所または、里親に委託されている ◆日本国内に住所がない	◆児童1人のとき 全額支給の場合 月額46,690円 一部支給の場合 月額46,680円~11,010円 ◆児童2人目以降 全額支給の場合 月額11,030円加算 一部支給の場合 月額11,020円~5,520円加算
県遺児手当	ひとり親家庭などで18歳以下(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(18歳に達した日の属する年度の末日以後、引き続き中学校または特別支援学校の中学部に在学する児童を含む)を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母 ※2	◆児童が児童入所施設等に入所または、里親に委託されている ◆日本国内に住所がない	◆支給開始1~3年目 児童1人につき月額4,350円 ◆支給開始4~5年目 児童1人につき月額2,175円 ◆支給開始6年目以降 支給対象外
市遺児手当	ひとり親家庭などで18歳以下(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童(18歳に達した日の属する年度の末日以後、引き続き中学校または特別支援学校の中学部に在学する児童を含む)を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母 ※2	児童扶養手当と公的年金の供給(児童扶養手当) 公的年金などを受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合には、差額分の手当が受給できます。 所得制限(児童扶養手当・県遺児手当) 受給資格者および同居の親族などの前年(1月から9月(県遺児手当は10月)までの申請は前々年)の所得が一定額以上の場合は、手当の全部または一部の支給を停止します。(県遺児手当は全額停止)	児童1人につき 月額2千円

(金額は改定することがあります。)

※1 第3子以降:22歳に達する日以後最初の3月31日までの養育している子が3人以上いる場合

※2 受給者が、同居または定期的な訪問があり、かつ定期的な生計費の補助がある異性との付き合いがある場合など、ひとり親家庭と認定しがたいと判断される場合は対象となりません。

その他 申請した際の要件等が事実と相違があったり、要件等が変更した際に届け出がなかったりする場合、手当を返還していただくことがあります。各種手当の詳しい内容(受給資格の確認など)は、こども未来課へお問い合わせください。

3

福祉に関する手当制度

ID 226680053

問合せ 福祉課 (TEL23-7624)

	対象	支給額(月額)
特別障害者手当	20歳以上の障がい者で、重複した重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。 ※社会福祉施設などに入所している方、病院などに継続して3ヶ月を超えて入院している方、所得が一定額以上ある方は除きます。	月額 29,590円 次の方は加算されます。 ◆身体1・2級の障がいを有し、IQ35以下の方 月額 6,850円 ◆身体1・2級の障がいの方、またはIQ35以下の方 月額 1,050円
障害児福祉手当	20歳未満で、重複した重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。 ※社会福祉施設などに入所している方、障害を支給事由とする年金給付を受けている方、所得が一定以上ある方は除きます。	月額 16,100円 次の方は加算されます。 ◆身体1・2級の障がいを有しIQ35以下の方 月額 6,900円 ◆身体1・2級の障がいの方、またはIQ35以下の方 月額 1,150円
特別児童扶養手当	次の①、②に該当する20歳未満の児童を監護・養育している方に支給されます。 ①身体障害者手帳1・2級程度またはIQ35以下程度の児童 ②身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)程度またはIQ50以下程度の児童 ※受給資格者および同居の親族などの前年(6月分の申請までは前々年)の所得が一定額以上ある場合は除きます。	①の児童1人につき 月額 56,800円 ②の児童1人につき 月額 37,830円
在宅重度障害者手当	①身体障害者手帳1・2級でIQ35以下の方 ②身体障害者手帳1・2級またはIQ35以下の方 ③身体障害者手帳3級でIQ50以下の方 ※社会福祉施設などに入所している方、病院などに継続して3ヶ月を超えて入院している方、所得が一定額以上ある方、特別障害者手当・障害児福祉手当などを受けている方は除きます。65歳以上で、新たに障がいとなられた②、③該当者は対象外です。	①の方 月額 15,500円 ②・③の方 月額 6,750円
市障害者手当	①身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ②身体障害者手帳3級の方、療育手帳B判定の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方 ③身体障害者手帳4級の方 ④身体障害者手帳5・6級の方、療育手帳C判定の方、精神障害者保健福祉手帳3級の方 ※社会福祉施設などに入所している方、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者へは支給されません。	①の方 月額 2,800円 ②の方 月額 2,400円 ③の方 月額 1,200円 ④の方 月額 1,000円

4

障害者・高齢者への外出支援助成券を発行します

ID 841085184

問合せ 福祉課(1・2) (TEL23-7624)
高齢者支援課(3～5) (TEL23-7688)

交付開始 4月1日(火)

場 所 各担当窓口、各総合支所

そ の 他 令和6年度に各助成券の交付を受けた方で、残券があっても4月以降は使用できません。
また、助成券は重複しての交付はできません。

	対象	申請に必要な物
1 障害者福祉 タクシー助成券	①身体障害者手帳1～3級の方 ②療育手帳A・B判定の方 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は除く。	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
2 障害者福祉 有償運送料金 助成券	①身体障害者手帳1～3級の方 ②療育手帳A・B判定の方 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 利用には福祉有償運送事業者との契約が必要です。 自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は除く。	
3 高齢者福祉 タクシー助成券 ※1※2	①満80歳以上の1人暮らしの方 ②満70歳以上の高齢者のみ世帯で、満80歳以上の方	なし
4 介護タクシー 助成券	①介護保険の要介護4または5の認定を受けた方 ②身体障害者手帳1～2級の体幹および下肢障害で自力歩行が困難な方 助成対象世帯が車いす対応車両を所有している方、自ら改造車を運転する方、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方、介護施設などに入所している方は除く。	・介護保険証 ・身体障害者手帳など対象者であることを確認できるもの
5 高齢者福祉 有償運送料金 助成券 ※1※2	介護保険の要介護又は要支援の認定を受けた方などのうち、次のいずれかに該当する方 ①満80歳以上の1人暮らしの方 ②満70歳以上の高齢者のみ世帯で、満80歳以上の方 利用には、福祉有償運送事業者(虹の郷)との契約が必要です。	なし

※1 世帯の内で自家用車と運転免許証の両方を所有している場合や、介護施設などに入所している方は対象外です。

※2 身体障害者手帳・療育手帳の所持者と18歳未満の同居人は世帯員に数えません。



▲実行委員会の様子

5

公開政策討論会(市長選挙) 討論テーマなどの アンケートを行います

問合せ 市民自治推進課
(Tel 23-7697)

ID 691246827

公開政策討論会とは

秋の市長選挙に先立って開催される公開政策討論会の準備を、市民で構成される実行委員会で進めています。

より参加しやすく、より分かりやすい討論会とするため、実行委員会では活発な意見交換と自由闊達な議論をしています。

市長選挙への立候補を予定している方が公開の場で討論をする重要なイベントです。
討論を見ることにより、立候補予定者の人柄や政策・方策について理解を深めることができます。

アンケートを実施します

公開政策討論会の討論テーマなどの参考とするため、アンケートを実施します。いただいたご意見を参考に、実行委員会で討論のテーマ決めなどを行います。

内容 公開政策討論会で聞いたテーマなど
期間 4月6日(日)まで
方法 申込フォームから入力



▲申込フォーム

6



長篠合戦のぼりまつり 合戦行列出演者の募集

問合せ 市観光協会
(Tel 21-0015)

ID 902939213

今年は長篠・設楽原の戦いから450年。この節目の年に戦国時代の武将や姫になりきって、長篠合戦を体感しませんか。

出演者は、鳳来総合支所から長篠城址までの約2kmを歩き、長篠城址での式典・撮影会に出演していただきます。

日時 5月5日(祝)
午前6時～午後1時(予定)

対象 次の要件を全て満たす方

◆体力に自信のある方(鎧や着物の重さ約10kgを身に着けます)

◆平成24年4月1日以前に生まれた方

◆4月13日(日)午前10時から行う事前説明会に出席できる方

費用 1人1万3,200円

※保険料、昼食代、衣装代含む
定員 長篠合戦にゆかりのある戦国武将15人と姫4人

※応募多数の場合は抽選で決定

申込 4月1日(火)午後1時までに
申込フォーム
から入力



▲申込フォーム



▲昨年の様子



令和8年4月採用
7 新城市職員募集
(A日程・春実施試験)

問合せ 秘書人事課 人事係
(TEL 2317619)

ID 258781416

4月7日(月)から、募集要項と試験申込書を配布します。

配布場所 秘書人事課(本庁舎4階)、総合案内(本庁舎1階)、各総合支所地域課、新城まちなみ情報センター、新城図書館

※市ホームページからもダウンロードできます。

申込期間 4月14日(月)～25日(金)

第一次試験

試験日 ◆一般行政職、保健師
5月17日(土)または18日(日)

◆保育士・幼稚園教諭
5月16日(金)

会場 ◆一般行政職、保健師
市役所本庁舎4階会議室

◆保育士・幼稚園教諭
市役所東庁舎2階会議室

試験内容 ◆一般行政職、保健師
自己PR試験

◆保育士・幼稚園教諭
実技試験

募集職種	試験区分	人数	受験資格(年齢・学歴・免許など)	
一般行政職(事務)	大卒・短大卒	8人程度※	大学もしくは短大を卒業または令和8年3月末までに卒業見込みの方	
	民間企業等経験者	4人程度※	令和7年4月末までに民間企業等における職務経験が5年以上あり、採用後その経験が生かせる方	
一般行政職(技師)	大卒・短大卒	8人程度※	大学もしくは短大の土木課程を卒業または令和8年3月末までに卒業見込みの方	昭和45年4月2日以降に生まれた方
	民間企業等経験者	4人程度※	令和7年4月末までに民間企業等における土木または建築に関する職務経験が5年以上ある方で、次の資格を有し、採用後その経験が生かせる方 ◆土木施工管理技士(1級または2級) ◆一級建築士または二級建築士	
一般行政職(学芸員)	大卒・短大卒	1人程度	博物館法に定める学芸員資格を有する方、または、令和8年3月末までに取得見込みの方で、歴史系(考古)を専門領域とする方	
	民間企業等経験者		博物館法に定める学芸員資格を有し、令和7年4月末までに埋蔵文化財の発掘調査、事務事業および学芸員としての職務経験(正社員・嘱託職員の期間に限る)が2年以上あり、採用後その経験が生かせる方	
保健師	大卒・短大卒	2人程度	保健師の免許を有する方または令和8年3月末までに取得見込みの方	昭和60年4月2日以降に生まれた方
保育士・幼稚園教諭	大卒・短大卒	5人程度	保育士及び幼稚園教諭の両方の資格・免許を有する方または令和8年3月末までに取得見込みの方	平成9年4月2日以降に生まれた方

※ 一般行政職(事務、技師)の募集人員は、事務と技師あわせての人数。

8

市長と話そう！
ふれあいトーク

住み良い地域を作るためには、その地域に住む皆さんの視点や意見が欠かせません。日頃、皆さんがお考えのこと（福祉、子育て、まちづくり）など市長と気軽に話しませんか。

ふれあいトークには、団体からの申込みに合わせて市長が行く随時開催と、あらかじめ決められた日時、場所に皆さんがご越しいただく定例開催の2つがあります。



随時開催

3人以上の集まりへ市長が伺います。

申込 電話またはメール(into@city.shinshiro.lg.jp)で代表者、連絡先、開催希望日、団体名をお知らせください。その後、秘書人事課で日程調整します。

問合せ 秘書人事課

(Tel 23-7623)

ID

780149040

定例開催（上半期分）

5月13日(火) 9:30～11:30	市役所1階 情報カフェ
7月23日(水) 9:30～11:30	市民センター ほうらい
9月2日(火) 9:30～11:30	作手総合支所 会議室

※日時などが変わることがあります。

定員 5人または団体（初めての方を優先）

申込 予約優先

その他 制限時間は1人（1団体）20分。市長とマンツーマンで話いただけます。



9

家屋全棟調査への
ご協力をお願いします

市内すべての家屋を対象とする家屋全棟調査を実施します。

この調査では、固定資産税課税台帳と家屋の現況を照合し、すでに取り壊されている家屋や増築、未調査などによって課税漏れとなっている家屋を特定し、調査、確認します。

今回の調査により課税されていない家屋（増築を含む）が確認されると、改めて家屋の評価（二次調査）を行い、新たな課税台帳を作成します。また、家屋調査に併せて土地の利用状況を確認します。造成済みの土地や家屋が建築されている土地が農地や山林などで課税されている場合は見直しを行います。

この調査によって、これまで課税されている家屋・土地との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行います。

調査期間

4月中旬～令和8年3月中旬

問合せ 税務課

(Tel 23-7615)

ID

554717231

調査の対象

市内にあるすべての建物です。

調査対象の家屋条件

- ①土地に定着して建築されているもの
- ②屋根および周壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの
- ③目的とする用途（居宅、物置、車庫など）に利用できる状態にあるもの



なりすましにご注意を

調査員は家屋調査員の腕章と身分証明書を着用しています。

耐震診断やリフォーム、火災報知器、消火器などのセールスを行うことはありません。

10

居住誘導区域
定住促進奨励金

市街地の人口密度を維持することで医療や福祉、商業施設などの生活利便施設が衰退していくことを防ぐために、新城市立地適正化計画で定めた居住誘導区域内の土地を新たに購入し、住宅を取得する方に奨励金を交付します。建売住宅の取得も対象です。

奨励金額 10万円

※加算要件に該当する場合、各要件につき10万円加算

①若者加算

交付申請する年度の末日に、交付対象者または配偶者（パートナー）などが満30歳以下

②子育て世帯加算

交付申請時点で、中学校修了前（出産予定の胎児含む）の子を持つ世帯

要件概要 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

①人の要件

◆交付対象者などが交付申請する年度末日において、45歳以下である

◆令和6年4月1日から令和10年3月末までに住宅の所有権登

問合せ 都市計画課

(TEL) 23-7640

ID 977011994

記が完了していて、所有権の一部または全部を有している

◆5年以上居住する意思がある

②土地の要件

◆住宅の所在する土地の所有権の一部または全部を有している

◆令和6年4月1日から令和10年3月末までに売買により所有権を得たもの

③建物の要件

◆建築工事の完了の日から1年以内に使用していること（建売住宅は1年以内に限らず、未入居のものであること）

◆土地の所有権を得てから（売買契約締結後）1年以内に建物に係る契約を締結したもの

◆台所・風呂・便所がある

◆申請 交付対象住宅の取得（所有権登記）から1年以内に交付申請する必要があります。申請書は市ホームページからダウンロード

できます。



▲中心地区



▲野田・川田地区

あみもの

日程：月2回 第1,3金曜日
10:00～12:00

講師：わたなべなおこ

受講料：月謝 3,000円

材料費：別途あり

心豊かに、活力に満ちた生活、そして新たな発見

新城文化会館カルチャー倶楽部 問い合わせ TEL 0536-23-2122

実用書道

日程：月1回 第2土曜日
10:00～11:30

講師：藤橋靖子

受講料：月謝 2,000円

材料費：別途あり

紙バンド

日程：月1回 第3水曜日
10:00～12:00

講師：芳賀美由貴

受講料：月謝 2,000円

材料費：別途あり

広告

※財源確保のために有料広告を掲載しています。広告の内容に関する問い合わせは、直接広告主へ。